よろしくお願いします

平成　　年　　月　　日

このたび、【被後見人様】さん（以下、被後見人といいます）の成年後見人に就任しました　　　　　　　　　（以下、後見人といいます） と申します。関係者の皆様のご協力を得て、被後見人様の資力等に応じた最善の利益を実現し、その立場を代弁するように努めてまいりますのでよろしくお願いします。

１．後見人の職務は、財産管理と身上監護に関わる「法律行為」です。

後見人は、【被後見人様】様の財産管理と身上監護に関する法律行為を行います。具体的には、財産管理として年金などの収入や、税金・健康保険料などの支出の管理、および不動産などの管理、身上監護として介護サービス利用や施設入所の際の契約などを行います。そのためには関係者の皆様にご援助、ご教示をいただくことがあります。ご協力のほどよろしくお願いします。また、後見人が職務遂行上知り得た被後見人様および関係者様の情報は、職務遂行およびご了解頂いた事柄以外に利用することはありません。

２．家庭裁判所が後見人を監督します。

後見人は家庭裁判所によって監督されます。

後見人は千葉家庭裁判所【支部】支部に活動を報告し、その監督に服します。また不明なこと、分からないことが生じた場合、後見人は家庭裁判所に相談しながら職務を遂行します。

３．後見にかかわる費用は被後見人様の負担になります。

後見人が、職務を遂行するために必要な経費や報酬をご親族などの関係者に請求することはありません。必要経費等は被後見人様の財産の中から支出します。また、今後関係者の方が被後見人様のために必要な支出をする場合、後見人との契約等が必要となる場合がありますので、事前にお知らせください。

４．後見人にできないこと

社会福祉士や弁護士、司法書士などのいわゆる第三者後見人は、身元引受人や保証人にはなれません。また後見人は、被後見人様の外出の際の付き添いや自宅の掃除などのいわゆる「事実行為」は行いません。しかし後見人様にとって必要な事柄について、その業務に関わる委託契約等を取り交わすことは後見人の職務となります。

また後見人は、被後見人様の入院や手術の際などに、必要な費用の支払いは行いますが、被後見人様ご本人に関わる入院の同意や手術の同意をすることなどは認められていません。

５．後見の終了について

被後見人様の死亡や後見人自身の死亡により終了するほか、後見人の病気などで職務を遂行できなくなった場合や後見人に非行があって解任された場合などに、この後見は終了します。

以上、よろしくお願いします。

連 絡 先

□後見人

所在地：

電 話：

□裁判所　　　千葉家庭裁判所　　　　支部

(　　　　　　)書記官

電 話：